

令和7年

第4回能登町議会6月定例会議
報告事項

能 登 町

令和7年 第4回 能登町議会 6月定例会議 報告事項

報告番号	報告名	頁
報告第1号	専決処分の報告について	3頁
報告第2号	専決処分の報告について	25頁
報告第3号	専決処分の報告について	31頁
報告第4号	令和6年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について	40頁
報告第5号	令和6年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について	45頁
報告第6号	令和6年度能登町水道事業会計予算繰越報告について	47頁
報告第7号	令和6年度能登町下水道事業会計予算繰越報告について	49頁
報告第8号	令和6年度能登町病院事業会計予算繰越報告について	51頁
報告第9号	専決処分の報告について	53頁
報告第10号	専決処分の報告について	63頁
報告第11号	債権放棄の報告について	68頁

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

専決第1号

令和6年度能登町一般会計補正予算（第11号）について

令和6年度能登町一般会計補正予算（第11号）を、別紙のようにすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

令和6年度 能登町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度能登町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ831,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,194,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の廃止は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		199,712	△9,567	190,145
	1. 地方揮発油譲与税	37,500	△354	37,146
	2. 自動車重量譲与税	122,100	△8,420	113,680
	3. 森林環境譲与税	38,512	△724	37,788
	4. 航空機燃料譲与税	1,600	△69	1,531
3. 利子割交付金		500	229	729
	1. 利子割交付金	500	229	729
4. 配当割交付金		7,100	3,122	10,222
	1. 配当割交付金	7,100	3,122	10,222
5. 株式等譲渡所得割交付金		6,600	8,935	15,535
	1. 株式等譲渡所得割交付金	6,600	8,935	15,535
6. 法人事業税交付金		31,000	5,487	36,487
	1. 法人事業税交付金	31,000	5,487	36,487
7. 地方消費税交付金		378,000	20,998	398,998
	1. 地方消費税交付金	378,000	20,998	398,998
8. 環境性能割交付金		24,200	875	25,075
	1. 環境性能割交付金	24,200	875	25,075
9. 地方特例交付金		65,894	353	66,247
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	353	353
10. 地方交付税		10,455,240	2,421,977	12,877,217
	1. 地方交付税	10,455,240	2,421,977	12,877,217
11. 交通安全対策特別交付金		2,200	△418	1,782
	1. 交通安全対策特別交付金	2,200	△418	1,782
14. 国庫支出金		11,210,320	△441,218	10,769,102

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 国庫負担金	2,513,390	862,591	3,375,981
	2. 国庫補助金	8,693,330	△1,303,809	7,389,521
15. 県支出金		9,479,108	△109,024	9,370,084
	2. 県補助金	8,433,192	△109,024	8,324,168
16. 財産収入		30,298	513	30,811
	1. 財産運用収入	23,438	513	23,951
17. 寄附金		1,317,975	56,333	1,374,308
	1. 寄附金	1,317,975	56,333	1,374,308
18. 繰入金		1,138,923	△605,842	533,081
	2. 基金繰入金	1,138,225	△605,842	532,383
20. 諸収入		645,201	10,000	655,201
	5. 雑入	635,561	10,000	645,561
21. 町債		12,429,300	△531,300	11,898,000
	1. 町債	12,429,300	△531,300	11,898,000
歳 入 合 計		49,363,239	831,453	50,194,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,038,922	546,296	5,585,218
	1. 総務管理費	4,745,236	546,296	5,291,532
4. 衛生費		16,256,081	233,307	16,489,388
	2. 清掃費	14,792,498	233,307	15,025,805
6. 農林水産業費		4,148,563	△726	4,147,837
	2. 林業費	411,137	△726	410,411
8. 土木費		2,108,107	52,576	2,160,683
	2. 道路橋りょう費	228,450	52,576	281,026
歳 出 合 計		49,363,239	831,453	50,194,692

第2表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配食サービス事業	17,800				12,600			
子ども医療費給付事業	26,600				24,000			
少子化対策事業	5,200				6,000			
県営ほ場整備事業	15,000				14,900			
災害関連農村生活環境施設復旧事業	23,000				21,000			
ふるさと振興対策事業	8,100				11,000			
災害関連林地崩壊防止事業	22,000				24,400			
林地崩壊防止事業	134,000				131,300			
漁港整備事業	800				0			
災害関連漁港施設機能強化事業	27,900				30,000			
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	21,800				15,900			
急傾斜地崩壊対策事業	5,500				5,000			
がけ崩れ対策事業	15,000				14,300			
社会資本整備総合交付金事業	3,200				3,100			
災害公営住宅整備事業	5,200				5,100			
小学校設備整備事業	8,800				7,700			
小学校スクールバス購入事業	6,500				5,600			
中学校設備整備事業	7,600				6,800			
中学校スクールバス購入事業	4,300				4,200			
公民館整備事業	14,600				13,500			
地域文化振興事業	6,300				7,000			
藤波運動公園改修事業	2,500				2,300			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
フェスのまちづくり推進事業	28,000				30,200			
過年発生農林水産業施設災害復旧事業	1,100				400			
現年発生農林水産業施設災害復旧事業（能登半島地震）	712,900				275,000			
現年発生農林水産施設災害復旧事業（奥能登豪雨）	139,900				37,700			
現年発生厚生労働施設災害復旧事業（能登半島地震）	110,000				89,600			
現年発生厚生労働施設災害復旧事業（奥能登豪雨）	800				900			
現年発生文教施設災害復旧事業（能登半島地震）	419,200				256,500			
現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業（能登半島地震）	752,200				780,300			
現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業（奥能登豪雨）	4,700				6,800			
現年発生公共土木施設災害復旧事業（能登半島地震）	1,418,200				384,800			
現年発生公共土木施設災害復旧事業（奥能登豪雨）	113,000				210,100			
現年発生公営企業災害復旧事業（能登半島地震）	432,000				0			
災害等廃棄物処理事業	7,180,200				8,742,700			
地域コミュニティ活性化事業	55,300				51,800			
電子自治体推進事業	9,700				10,000			
能登高校魅力化プロジェクト事業	9,000				6,000			
のと里山空港利用促進事業	7,000				8,000			
がん検診事業	15,000				14,000			
母子保健事業	8,200				8,000			
商工会振興補助事業	12,000				12,300			
海洋深層水振興事業	10,000				11,800			
観光誘客促進事業	22,300				24,300			
歳入欠かん債	90,000				74,200			

第3表 繰越明許費補正

(廃止)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 災害救助費	高度無線環境整備推進事業	112,557
8 土木費	5 都市計画費	下水道出資及び補助事業	254,400
11 災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧費（奥能登豪雨）	11,932

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	199,712	△9,567	190,145
3. 利子割交付金	500	229	729
4. 配当割交付金	7,100	3,122	10,222
5. 株式等譲渡所得割交付金	6,600	8,935	15,535
6. 法人事業税交付金	31,000	5,487	36,487
7. 地方消費税交付金	378,000	20,998	398,998
8. 環境性能割交付金	24,200	875	25,075
9. 地方特例交付金	65,894	353	66,247
10. 地方交付税	10,455,240	2,421,977	12,877,217
11. 交通安全対策特別交付金	2,200	△418	1,782
14. 国庫支出金	11,210,320	△441,218	10,769,102
15. 県支出金	9,479,108	△109,024	9,370,084
16. 財産収入	30,298	513	30,811
17. 寄附金	1,317,975	56,333	1,374,308
18. 繰入金	1,138,923	△605,842	533,081
20. 諸収入	645,201	10,000	655,201
21. 町債	12,429,300	△531,300	11,898,000
歳 入 合 計	49,363,239	831,453	50,194,692

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	5,038,922	546,296	5,585,218	0	△5,200	△32,954	584,450
3. 民生費	5,245,324	0	5,245,324	0	△7,800	0	7,800
4. 衛生費	16,256,081	233,307	16,489,388	△1,329,193	1,561,300	0	1,200
6. 農林水産業費	4,148,563	△726	4,147,837	0	△34,500	900	32,874
7. 商工費	845,871	0	845,871	0	4,100	△13,500	9,400
8. 土木費	2,108,107	52,576	2,160,683	△83,640	△458,700	△104,100	699,016
9. 消防費	737,417	0	737,417	0	0	△200	200
10. 教育費	1,306,817	0	1,306,817	0	△1,300	△800	2,100
11. 災害復旧費	11,377,671	0	11,377,671	1,075,338	△1,572,700	△2,700	500,062
歳 出 合 計	49,363,239	831,453	50,194,692	△337,495	△514,800	△153,354	1,837,102

2. 歳 入

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	37,500	△354	37,146	1 地方揮発油譲与税	△354	地方揮発油譲与税 △354
計	37,500	△354	37,146			

(款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	122,100	△8,420	113,680	1 自動車重量譲与税	△8,420	自動車重量譲与税 △8,420
計	122,100	△8,420	113,680			

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	38,512	△724	37,788	1 森林環境譲与税	△724	森林環境譲与税 △724
計	38,512	△724	37,788			

(款) 2 地方譲与税 (項) 4 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税	1,600	△69	1,531	1 航空機燃料譲与税	△69	航空機燃料譲与税 △69
計	1,600	△69	1,531			

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	500	229	729	1 利子割交付金	229	利子割交付金 229
計	500	229	729			

(款) 4 配当割交付金 (項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	7,100	3,122	10,222	1 配当割交付金	3,122	配当割交付金 3,122
計	7,100	3,122	10,222			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	6,600	8,935	15,535	1 株式等譲渡所得割交付金	8,935	株式等譲渡所得割交付金 8,935
計	6,600	8,935	15,535			

(款) 6 法人事業税交付金 (項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	31,000	5,487	36,487	1 法人事業税交付金	5,487	法人事業税交付金 5,487
計	31,000	5,487	36,487			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	378,000	20,998	398,998	1 地方消費税交付金	20,998	一般財源分 6,868 社会保障財源分 14,130
計	378,000	20,998	398,998			

(款) 8 環境性能割交付金 (項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	24,200	875	25,075	1 環境性能割交付金	875	環境性能割交付金 875
計	24,200	875	25,075			

(款) 9 地方特例交付金 (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	353	353	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	353	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 353
計	0	353	353			

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	10,455,240	2,421,977	12,877,217	1 地方交付税	2,421,977	特別交付税 2,421,977
計	10,455,240	2,421,977	12,877,217			

(款) 11 交通安全対策特別交付金 (項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	2,200	△418	1,782	1 交通安全対策特別交付金	△418	交通安全対策特別交付金 △418
計	2,200	△418	1,782			

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

3 災害復旧費国庫負担金	2,033,799	862,591	2,896,390	1 公立学校施設災害復旧費負担金	65,538	現年発生公立学校施設災害復旧費 65,538
				2 公共土木施設災害復旧費負担金	797,053	現年発生公共土木施設災害復旧費 797,053
計	2,513,390	862,591	3,375,981			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	7,382,645	△1,329,193	6,053,452	5 清掃費国庫補助金	△1,329,193	災害等廃棄物処理事業 △1,329,193
5 土木費国庫補助金	43,975	25,384	69,359	1 社会資本整備総合交付金	6,384	道路橋りょう新設改良事業 6,384
				4 道路橋梁費補助金	19,000	臨時道路除雪事業 19,000
計	8,693,330	△1,303,809	7,389,521			

(款) 15 県支出金 (項) 2 県補助金

6 土木費県補助金	158,584	△109,024	49,560	2 住宅費補助金	△109,024	被災宅地等復旧支援事業費 △109,024
計	8,433,192	△109,024	8,324,168			

(款) 16 財産収入 (項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	13,587	513	14,100	1 利子及び配当金	513	基金利子 513
計	23,438	513	23,951			

(款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	178,739	56,333	235,072	1 企業版ふるさと納税	56,333	震災復興支援分 56,333
計	1,317,975	56,333	1,374,308			

(款) 18 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	511,323	△385,642	125,681	1 財政調整基金	△385,642	財政調整基金 △385,642
6 公共施設等総合管理基金繰入金	129,500	△129,500	0	1 公共施設等総合管理基金	△129,500	公共施設等総合管理基金 △129,500
8 令和6年能登半島地震復興基金繰入金	311,700	△89,700	222,000	1 令和6年能登半島地震復興基金	△89,700	令和6年能登半島地震復興基金 △89,700
9 防災対策基金繰入金	35,900	△1,000	34,900	1 防災対策基金	△1,000	防災対策基金 △1,000
計	1,138,225	△605,842	532,383			

(款) 20 諸収入 (項) 5 雑入

1 雑入	635,561	10,000	645,561	8 教育費雑入	10,000	角川文化振興財団助成金 10,000
計	635,561	10,000	645,561			

(款) 21 町債 (項) 1 町債

1 民生債	49,600	△7,000	42,600	1 民生債	△7,000	配食サービス事業 △5,200 子ども医療費給付事業 △2,600 少子化対策事業 800
2 農林水産業債	270,300	1,800	272,100	1 農業債	800	県営ほ場整備事業 △100 災害関連農村生活環境施設復旧事業 △2,000 ブルーベリー振興対策事業 2,900
				2 林業債	△300	災害関連林地崩壊防止事業 2,400 林地崩壊防止事業 △2,700

(款) 21 町債 (項) 1 町債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(農林水産業債)				3 水産業債	1,300	漁港整備事業 △800 災害関連漁港施設機能強化事業 2,100
3 土木債	101,400	△7,300	94,100	1 河川砂防債	△7,100	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 △5,900 急傾斜地崩壊対策事業 △500 がけ崩れ対策事業 △700
				2 道路橋りょう債	△100	社会資本整備総合交付金事業 △100
				4 住宅債	△100	公営住宅整備事業 △100
4 教育債	308,100	△1,300	306,800	1 教育債	△1,300	小学校設備整備事業 △1,100 小学校スクールバス購入事業 △900 中学校設備整備事業 △800 中学校スクールバス購入事業 △100 公民館整備事業 △1,100 地域文化振興事業 700 藤波運動公園改修事業 △200 テニスのまちづくり推進事業 2,200
5 災害復旧債	4,104,000	△2,061,900	2,042,100	1 農林水産施設災害復旧債	△540,800	過年発生農林水産施設災害復旧事業 △700 現年発生農林水産施設災害復旧事業(能登半島地震) △437,900 現年発生農林水産施設災害復旧事業(奥能登豪雨) △102,200
				2 厚生労働施設災害復旧債	△20,300	現年発生厚生労働施設災害復旧事業(能登半島地震) △20,400 現年発生厚生労働施設災害復旧事業(奥能登豪雨) 100
				3 文教施設災害復旧債	△162,700	現年発生文教施設災害復旧事業(能登半島地震) △162,700
				4 その他公共施設・公用施設災害復旧債	30,200	現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業(能登半島地震) 28,100

(款) 21 町債 (項) 1 町債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(災害復旧債)						現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業(奥能登豪雨) 2,100
				5 公共土木施設災害復旧債	△936,300	現年発生公共土木施設災害復旧事業(能登半島地震) △1,033,400 現年発生公共土木施設災害復旧事業(奥能登豪雨) 97,100
				6 公営企業災害復旧債	△432,000	現年発生公営企業災害復旧事業(能登半島地震) △432,000
6 災害対策債	7,180,200	1,562,500	8,742,700	1 災害対策債	1,562,500	災害等廃棄物処理事業 1,562,500
9 総務債	81,000	△5,200	75,800	1 総務債	△5,200	地域コミュニティ活性化事業 △3,500 電子自治体推進事業 300 能登高校魅力化プロジェクト事業 △3,000 のと里山空港利用促進事業 1,000
10 衛生債	23,200	△1,200	22,000	1 衛生債	△1,200	がん検診事業 △1,000 母子保健事業 △200
11 商工債	148,400	4,100	152,500	1 商工債	4,100	商工会振興補助事業 300 海洋深層水振興事業 1,800 観光誘客促進事業 2,000
14 歳入欠かん債	90,000	△15,800	74,200	1 歳入欠かん債	△15,800	歳入欠かん債 △15,800
計	12,429,300	△531,300	11,898,000			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 財政管理費	1,383,666	546,296	1,929,962			61,946	484,350	24 積立金	546,296	○基金積立費 545,783 24 積立金 545,783 ふるさと振興基金 32,461 公共施設等総合管理基金 381,147 令和6年能登半島地震復興基金 65,841 創生総合戦略推進基金 66,334 ○基金管理費 513 24 積立金 513 基金利子 513
5 財産管理費	109,808	0	109,808			△1,300	1,300			
7 地方創生推進費	48,089	0	48,089		△3,000		3,000			
9 支所費	36,761	0	36,761			△17,300	17,300			
13 交通対策費	79,019	0	79,019		1,000		△1,000			
14 電子自治体推進費	110,390	0	110,390		300		△300			
16 諸費	77,263	0	77,263		△3,500		3,500			
17 災害対策費	1,387,843	0	1,387,843			△77,600	77,600			
19 復興推進費	29,024	0	29,024			1,300	△1,300			
計	4,745,236	546,296	5,291,532		△5,200	△32,954	584,450			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

3 老人福祉費	259,977	0	259,977		△5,200		5,200			
計	2,728,520	0	2,728,520		△5,200		5,200			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	439,994	0	439,994		△1,800		1,800			
3 児童福祉施設費	104,360	0	104,360		△800		800			
計	658,537	0	658,537		△2,600		2,600			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	110,689	0	110,689		△1,000		1,000			
3 母子保健費	16,747	0	16,747		△200		200			
計	1,289,808	0	1,289,808		△1,200		1,200			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

4 災害対策費	14,361,204	233,307	14,594,511	△1,329,193	1,562,500			12 委託料	233,307	○災害対策費 (能登半島地震) 233,307 12 委託料 233,307 委託料 (資外) 233,307 災害廃棄物処理 233,307
計	14,792,498	233,307	15,025,805	△1,329,193	1,562,500					

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

3 農業振興費	237,215	0	237,215		3,500	△1,100	△2,400			
4 畜産業費	11,889	0	11,889			2,000	△2,000			
5 農地費	31,415	0	31,415		△100		100			
6 災害対策費	3,037,916	0	3,037,916		△2,300		2,300			
計	3,452,443	0	3,452,443		1,100	900	△2,000			

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費

1 林業総務費	38,954	△726	38,228				△726	24 積立金	△726	○林業総務事務費 △726 24 積立金 △726 森林環境譲与税基金 △726
3 災害対策費	296,667	0	296,667		△300		300			
計	411,137	△726	410,411		△300		△426			

(款) 6 農林水産業費 (項) 3 水産業費

2 水産業振興費	51,120	0	51,120		△5,800		5,800			
----------	--------	---	--------	--	--------	--	-------	--	--	--

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 漁港管理費	3,629	0	3,629		400		△400			
4 漁港建設費	75,984	0	75,984		△800		800			
5 災害対策費	145,817	0	145,817		△29,100		29,100			
計	284,983	0	284,983		△35,300		35,300			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工業振興費	134,948	0	134,948		2,100	△4,000	1,900		
3 観光費	316,181	0	316,181		2,000	△9,500	7,500		
計	845,871	0	845,871		4,100	△13,500	9,400		

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	203,565	43,000	246,565	19,000			24,000	12 委託料	43,000	○除雪対策事業 12 委託料 委託料(資外) 除雪	43,000 43,000 43,000 43,000
3 道路橋りょう新設改良費	24,500	9,576	34,076	6,384	△100		3,292	12 委託料	9,576	○社会資本整備総合交付金事業 12 委託料 委託料(資外) 除雪	9,576 9,576 9,576 9,576
計	228,450	52,576	281,026	25,384	△100		27,292				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	22,698	0	22,698		△500		500			
2 災害対策費	155,722	0	155,722		△6,600		6,600			
計	178,420	0	178,420		△7,100		7,100			

(款) 8 土木費

(項) 5 都市計画費

3 下水道費	1,210,639	0	1,210,639		△432,000		432,000			
--------	-----------	---	-----------	--	----------	--	---------	--	--	--

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,218,117	0	1,218,117		△432,000		432,000			

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

1 住宅総務費	308,600	0	308,600	△109,024	△19,400	△104,100	232,524		
2 住宅建設費	49,863	0	49,863		△100		100		
計	360,963	0	360,963	△109,024	△19,500	△104,100	232,624		

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

3 消防施設費	44,474	0	44,474			△200	200		
計	737,417	0	737,417			△200	200		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 小学校管理費	174,493	0	174,493		△2,000		2,000		
計	536,154	0	536,154		△2,000		2,000		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 中学校管理費	111,580	0	111,580		△900	△800	1,700		
計	137,309	0	137,309		△900	△800	1,700		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

3 公民館費	103,885	0	103,885		△1,100		1,100		
6 文化財保護費	26,815	0	26,815		700		△700		
計	205,491	0	205,491		△400		400		

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

2 体育施設費	39,642	0	39,642		2,000		△2,000		
計	132,616	0	132,616		2,000		△2,000		

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 厚生労働施設災害復旧費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 民生施設災害復旧費	91,231	0	91,231		△300		300			
2 衛生施設災害復旧費	93,186	0	93,186		△19,200		19,200			
計	184,417	0	184,417		△19,500		19,500			

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費

1 農業施設災害復旧費	4,452,662	0	4,452,662		△129,900		129,900		
2 林業施設災害復旧費	205,097	0	205,097		△29,400		29,400		
3 漁港施設災害復旧費	1,221,900	0	1,221,900		△413,800		413,800		
計	5,879,659	0	5,879,659		△573,100		573,100		

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	3,314,134	0	3,314,134	1,009,800	△853,400	△2,700	△153,700		
計	3,314,134	0	3,314,134	1,009,800	△853,400	△2,700	△153,700		

(款) 11 災害復旧費 (項) 4 文教施設災害復旧費

1 公立学校施設災害復旧費	1,072,066	0	1,072,066	65,538	△157,300		91,762		
2 社会教育施設災害復旧費	31,314	0	31,314		△5,200		5,200		
3 社会体育施設災害復旧費	2,270	0	2,270		△200		200		
計	1,105,650	0	1,105,650	65,538	△162,700		97,162		

(款) 11 災害復旧費 (項) 5 その他の公共施設・公用施設災害復旧費

1 その他の公共施設・公用施設災害復旧費	893,811	0	893,811		36,000		△36,000		
計	893,811	0	893,811		36,000		△36,000		

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

専決第 2 号

令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を、別紙のようにすることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決する。

令和 7 年 3 月 31 日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

令和6年度 能登町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度能登町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の総額に91,054千円を増額及び減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,372,990千円は変更しないものとする。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

第1表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		139,024	△91,054	47,970
	1. 総務管理費	134,459	△91,054	43,405
2. 保険給付費		1,686,884	91,054	1,777,938
	1. 療養諸費	1,428,382	91,054	1,519,436
歳 出 合 計		2,372,990	0	2,372,990

歳出予算事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	139,024	△91,054	47,970	0	0	0	△91,054
2. 保険給付費	1,686,884	91,054	1,777,938	0	0	0	91,054
歳 出 合 計	2,372,990	0	2,372,990	0	0	0	0

3. 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	130,951	△91,054	39,897				△91,054	24 積立金	△91,054	○一般管理事務費 △91,054 24 積立金 △91,054 財政調整基金 △91,054
計	134,459	△91,054	43,405				△91,054			

(款) 2 保険給付費 (項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給 付費	1,410,000	91,054	1,501,054				91,054	18 負担金補助 及び交付金	91,054	○一般被保険者療養給付費 91,054 18 負担金補助及び交付金 91,054 保険給付費 91,054 保険給付費 91,054
計	1,428,382	91,054	1,519,436				91,054			

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

専決第3号

令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第5号）について

令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第5号）を、別紙のようにすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

令和6年度 能登町下水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和6年度能登町下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度能登町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中、「企業債 94,600 千円」を「企業債 68,800 千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 238,761 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 198,261 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 238,761 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 198,261 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,924,166 千円	40,500 千円	1,964,666 千円
第1項 企業債	438,400 千円	40,500 千円	478,900 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のように補正する。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	98,200				112,900			

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大森 凡世

令和6年度 能登町下水道事業会計補正予算（第5号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,964,666	
	1 企業債		478,900	
		2 災害復旧事業債	44,100	

令和6年度 能登町下水道事業会計補正予算(第5号)実施計画明細書

収入

資本的収入及び支出

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的収入			1,924,166	40,500	1,964,666			
	1. 企業債		438,400	40,500	478,900			
		2. 災害復旧事業債	3,600	40,500	44,100			
						1. 災害復旧事業債	40,500	災害復旧事業債の増

令和6年度能登町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益（△は当年度純損失）	58,172 千円
	減価償却費	549,514 千円
	固定資産除却費	3,714 千円
	退職給付引当金の増減額（△は減少）	13,756 千円
	賞与引当金の増減額（△は減少）	389 千円
	長期前受金戻入（△）	△ 307,286 千円
	一般会計からの繰入金による収入	394,533 千円
	支払利息	78,508 千円
	未収金の増減額（△は増加）	△ 13,515 千円
	未払金の増減額（△は減少）	4,057 千円
	小計	781,842 千円
	利息の支払額	△ 78,508 千円
	業務活動によるキャッシュ・フロー	703,334 千円
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,408,244 千円
	負担金及び分担金による収入	5,262 千円
	国庫補助金等による収入	9,771 千円
	一般会計からの繰入金による収入	953,716 千円
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 439,495 千円
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	2,000,000 千円
	一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000 千円
	企業債による収入	599,100 千円
	企業債の償還による支出	△ 706,622 千円
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 107,522 千円
	資金増加額	156,317 千円
	資金期首残高	166,780 千円
	資金期末残高	323,097 千円

令和6年度能登町下水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		235,637,288	
	ロ 建 物	752,904,257		
		減 価 償 却 累 計 額	△ 122,104,993	630,799,264
	ハ 構 築 物	14,779,157,678		
		減 価 償 却 累 計 額	△ 2,053,772,065	12,725,385,613
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,146,755,085		
		減 価 償 却 累 計 額	△ 770,865,604	1,375,889,481
	ホ 車 輜 運 搬 具	1,346,304		
		減 価 償 却 累 計 額	△ 1,278,988	67,316
	ハ 備 品	2,132,166		
		減 価 償 却 累 計 額	0	2,132,166
	ト 建 設 仮 勘 定		64,089,927	
	有 形 固 定 資 産 合 計			15,034,001,055
	固 定 資 産 合 計			15,034,001,055
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		323,096,543	
(2)	未 収 金			
	イ 営 業 未 収 金		23,383,108	
	ロ そ の 他 未 収 金		12,527,930	
	未 収 金 合 計			35,911,038
(3)	そ の 他 流 動 資 産			2,444,000
	流 動 資 産 合 計			361,451,581
	資 産 合 計			15,395,452,636

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	5,500,875,280		
	ロ 上記以外の企業債	68,800,000		
	企業債合計		5,569,675,280	
(2)	引当金		48,841,064	
	固定負債合計			5,618,516,344
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	677,055,442		
	ロ 上記以外の企業債	0		
	企業債合計		677,055,442	
(2)	未払金		63,432,338	
(3)	引当金		2,338,000	
	流動負債合計			742,825,780
5	繰延収益			
	長期前受金		9,406,663,076	
	収益化累計額		△ 1,611,080,767	
	繰延収益合計			7,795,582,309
	負債合計			<u>14,156,924,433</u>
資本の部				
6	資本金			1,024,047,711
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫補助金	98,118,756		
	ロ 工事負担金	434,430		
	ハ 他会計補助金	31,456,028		
	資本剰余金合計		130,009,214	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	84,471,278		
	利益剰余金合計		84,471,278	
	剰余金合計			214,480,492
	資本合計			<u>1,238,528,203</u>
	負債資本合計			<u>15,395,452,636</u>

報告第4号

令和6年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度能登町一般会計歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

令和6年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務課	1 総務管理費	公共施設等総合管理計画等改定支援業務	円 4,840,000	円 4,840,000	円	円	円	円	円 4,840,000
		地域経済循環創造事業	35,000,000	35,000,000		26,250,000			8,750,000
6 農林水産業費	1 農業費	宮地交流宿泊施設こぶし改修事業	31,959,000	31,959,000			31,900,000		59,000
		土地改良施設管理費	4,279,000	4,279,000					4,279,000
		県営老朽ため池整備事業	1,430,000	1,192,400			1,000,000		192,400
		県営ほ場整備事業	15,038,000	14,982,300			12,700,000	2,130,000	152,300
		農業基盤整備事業	451,000	450,800			400,000	45,080	5,720
		復興推進費（能登半島地震・奥能登豪雨）	2,817,382,000	2,729,213,000			2,180,559,000	92,000,000	64,209,000
	2 林業費	復興推進費（能登半島地震）	54,203,000	54,203,000					54,203,000
		災害関連事業（林地崩壊防止事業）	98,867,000	74,367,000			55,025,000	18,300,000	1,042,000
		林地崩壊防止事業	118,087,000	94,379,500	24,670		85,100,000	9,234,830	20,000
		林地崩壊防止事業（奥能登豪雨）	6,000,000	6,000,000			4,000,000		2,000,000
	3 水産費	漁港海岸整備事業	75,100,000	75,100,000			37,500,000	33,700,000	3,900,000
		復興推進費（能登半島地震）	82,317,000	82,317,000				45,800,000	36,517,000
		災害関連事業（能登半島地震）	61,000,000	61,000,000			30,000,000	30,000,000	1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	商工業振興対策事業	31,500,000	31,500,000		20,711,000			10,789,000
		公園管理費	71,650,000	71,650,000			63,400,000		8,250,000
		復興推進費（能登半島地震）	340,000,000	340,000,000				320,000,000	20,000,000
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	10,500,000	10,500,000		5,000,000	5,000,000		500,000
		災害関連事業（能登半島地震）	72,080,000	39,256,000		28,808,000	8,500,000	1,082,000	866,000
		災害関連県営緊急急傾斜地崩壊対策	37,722,000	37,722,000			36,400,000	1,316,000	6,000
	5 都市計画費	都市計画総務事務費	6,000,000	6,000,000		5,500,000			500,000
	6 住宅費	公営住宅等解体事業	88,490,000	88,129,000					88,129,000
		災害公営住宅整備事業	28,820,000	27,659,000					27,659,000
9 消防費	1 消防費	奥能登広域圏事務組合負担金	43,561,000	43,561,000			39,300,000		4,261,000
		消防施設等整備事業	26,239,000	26,180,000			25,300,000		880,000
		災害対策費	75,000,000	75,000,000		37,500,000	6,000,000		31,500,000
10 教育費	1 教育総務費	事務局補助負担金	1,269,000	1,269,000					1,269,000
		2 小学校費	小学校大規模改造事業	229,340,000	110,096,480		75,603,000		34,493,480
	3 中学校費	中学校管理費	6,633,000	6,633,000	30,000		4,900,000		1,703,000
	4 社会教育費	公民館整備事業	14,762,000	14,762,000					14,762,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	1 厚生労働施設災害復旧費	児童福祉施設災害復旧費（能登半島地震）	27,874,000	27,874,000					27,874,000	
	2 農林水産施設災害復旧費	農地災害復旧費		2,559,000	1,265,000		1,086,800			178,200
		農業施設災害復旧費		8,385,000	7,951,955		2,640,000			5,311,955
		農地災害復旧費（能登半島地震・奥能登豪雨）		1,321,755,000	1,297,716,200		1,255,907,584	41,000,000		808,616
		農業施設災害復旧費（能登半島地震・奥能登豪雨）		2,440,715,000	2,295,445,700		2,280,432,005	9,200,000		5,813,695
		その他農業施設災害復旧費（能登半島地震）		8,765,000	8,765,000			8,700,000		65,000
		林道災害復旧費（能登半島地震）		19,981,000	19,980,300		11,801,000	2,900,000		5,279,300
		治山施設災害復旧費（能登半島地震）		90,200,000	81,820,200		43,103,000	20,800,000		17,917,200
		漁港等災害復旧費（能登半島地震）		1,137,000,000	1,137,000,000		706,307,000	21,400,000		409,293,000
		3 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧費（能登半島地震）		710,000,000	200,789,000				
	住宅災害復旧費（能登半島地震）			170,000,000	46,000,000					46,000,000
	砂防施設災害復旧費（能登半島地震）			40,000,000	40,000,000		26,667,000	13,300,000		33,000
	河川災害復旧費（奥能登豪雨）			73,892,000	61,242,000			61,200,000		42,000
	4 文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧費（能登半島地震）		623,638,000	529,853,000		402,545,000	88,600,000		38,708,000
		社会教育施設災害復旧費（能登半島地震）		14,990,000	7,085,000			7,000,000		85,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
(災害復旧費)	5 その他の公共施設・公用施設 災害復旧費	庁舎等施設災害復旧費（能登半島地震）	465,817,000	457,173,000		73,336,000	383,700,000		137,000
		観光施設等災害復旧費（能登半島地震）	41,638,000	38,679,940		33,296,000	5,300,000		83,940
合 計			11,686,728,000	10,457,840,775	54,670	7,339,577,389	1,206,800,000	398,016,910	1,513,391,806

報告第5号

令和6年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度能登町一般会計歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

令和6年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国県支出金	地方債	その他			
6 農林水産業費	1 農業費	(繰越) 県営ほ場整備事業	円 2,857,240	円 2,857,240	円 4,481,000	円 5,143,210	円 5,143,210	円	円	円	円 1,589,250	円 3,553,960	県営事業が事故繰越しとなったため。	
	2 林業費	(繰越) 林道整備事業	11,055,000	6,574,000	4,481,000	201,000	4,682,000		3,000,000				1,682,000	令和6年奥能登豪雨の影響により、施工計画の変更が必要となり、年度内事業完了が困難となったため。
8 土木費	2 道路橋りょう 新設改良費	(繰越) 社会資本整備総合交付金事業	55,859,600	25,274,600	30,585,000	1,310,000	31,895,000		19,621,000				12,274,000	令和6年奥能登豪雨の影響により、施工計画の変更が必要となり、年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 道路メンテナンス事業	107,284,000	26,464,000	80,820,000	7,145,000	87,965,000		55,985,000				31,980,000	令和6年奥能登豪雨の影響により、施工計画の変更が必要となり、年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 交通安全対策事業	27,564,500	4,784,700	22,779,800	8,135,200	30,915,000		19,883,000				11,032,000	令和6年奥能登豪雨の影響により、施工計画の変更が必要となり、年度内事業完了が困難となったため。
10 教育費	4 社会教育費	(繰越) 松波城址整備事業	24,823,250	3,170,250	21,653,000	1,373,464	23,026,464		10,906,000				12,120,464	令和6年能登半島地震の影響により、労務者確保に期間を要し、年度内事業完了が困難となったため。
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	(繰越) 農地災害復旧費	1,386,137	1,161,270	224,867	39,683	264,550		219,912			300	44,338	令和6年能登半島地震の影響により、労務者及び資材確保に期間を要し、年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 農業用施設災害復旧費	7,808,233	6,711,533	1,096,700		1,096,700		1,030,240				66,460	令和6年能登半島地震の影響により、労務者及び資材確保に期間を要し、年度内事業完了が困難となったため。
合 計			238,637,960	76,997,593	161,640,367	23,347,557	184,987,924		110,645,152		1,589,550	72,753,222		

報告第 6 号

令和 6 年度能登町水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

令和6年度能登町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	他会計出資金	損益勘定留保資金			
1	1	災害復旧費	円 552,637,200	円 259,306,558	円 47,300,000	円 47,300,000	円 0	円 0	円 0	円 246,030,642	円 0	令和6年能登半島地震による多数の災害復旧工事が集中したことに伴い、労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったもの

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

報告第7号

令和6年度能登町下水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

令和6年度能登町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	負担金	損益勘定留保資金			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	災害復旧費	1,534,494,700	365,657,165	591,512,100	558,112,100	0	0	33,400,000	577,325,435	0	令和6年能登半島地震による多数の災害復旧工事が集中したことに伴い、労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったもの

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

報告第 8 号

令和 6 年度能登町病院事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

令和6年度 能登町病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	病院設備工事	円 367,140,000	円 80,874,200	円 277,090,000	円 277,000,000	円 90,000	円 9,175,800	円 0	能登半島地震の影響により建設工事の施工に不測の日数を要したため

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

専決第4号

能登町税条例の一部を改正する条例について

能登町税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町税条例の一部を改正する条例

能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>（町民税の申告） 第36条の2 （略） 2～8 （略） 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲</p>	<p>（町民税の申告） 第36条の2 （略） 2～8 （略） 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲</p>

改正案	現行
<p>げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）</p>	<p>げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワッ</p>

改正案	現行
<p>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同</p>	<p>トを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同</p>

改正案	現行
<p>法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福</p>	<p>法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福</p>

改正案	現行
<p>祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないと町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の</u></p>	<p>祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないと町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに</u>運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p>

改正案	現行
<p>種類及び条件が付されている場合には、その条件 (6) (略)</p> <p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略) (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略) (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>

改正案	現行
<p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>附 則 （法附則第15条第25項第3号ハ等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>附 則 （法附則第15条第25項第3号ハ等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の能登町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

専決第5号

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和7年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例
 能登町都市計画税条例（平成17年能登町条例第52号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>附 則 1～3 （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番</p>	<p>附 則 1～3 （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番</p>

改正案	現行
<p>号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に、100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について、法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画</p>	<p>号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に、100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画</p>

改正案	現行
<p>税額とする。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>税額とする。</p> <p>6～13 (略)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の能登町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 1 1 号

債権放棄の報告について

能登町債権管理条例第 7 条の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条例第 8 条の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

別紙

能登町債権管理条例に基づく債権放棄調書

債権放棄決定日：令和7年3月31日

債権の名称	債権額(円)	件数 (件)	放棄した理由（能登町債権管理条例第7条） 〔上段：債権額(円)、下段：件数(件)〕						所管課
			第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	
			時効	限定承認	行方不明等	生活困窮	免責	争訟	
有線テレビ 使用料	27,000	25	27,000						総務課
			25						
水道料金	34,170	17	34,170						建設水道課
			17						
計	61,170	42	61,170						
			42						